

レターパック及び宅配便を利用して現金を送付させる詐欺への対応に関する要請書

2013年(平成25年)9月12日
日本弁護士連合会

第1 要請の趣旨

- 1 当連合会は、日本郵便株式会社に対して、以下のとおり要請する。
 - (1) 現金書留以外の郵便物を用いて現金が送られることがないよう、販売商品について注意喚起を行う文言を適切に記載すること。特にレターパックについては、現に表示されている「レターパックで現金を送ることはできません」の記載を中央に大きく目立つ形で表示し、また「レターパックを悪用した詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の文言を同様に新たに表示すること。
 - (2) 窓口でレターパックを販売する際に、「このレターパックには現金を入れることはできません」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うこと。
 - (3) 郵便局の窓口にてレターパックを引き受ける際、現金が入っていることが疑われるレターパックについて、「中身は現金ではないですか」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うこと。
- 2 当連合会は、公益社団法人全日本トラック協会に対して、以下のとおり要請する。
 - (1) 加盟する宅配便事業者に対して、宅配便における送り状等に「宅配便を利用した詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の効果的な警告表示をするよう要請すること。
 - (2) 加盟する宅配便事業者に対して、荷物を引き受ける際、現金が入っていることが疑われる荷物について、「中身は現金ではないですか」、「宅配便を利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うよう要請すること。
- 3 当連合会は、総務大臣に対して、以下のとおり要請する。
 - (1) 日本郵便株式会社に対し、現金書留以外の郵便物を用いて現金が送られることがないよう、販売商品について注意喚起を行う文言を適切に記載するよ

う要請すること。特に、レターパックについては、現に表示されている「レターパックで現金を送ることはできません」の記載を中央に大きく目立つ形で表示し、また「レターパックを悪用した詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の文言を同様に新たに表示するよう要請すること。

- (2) 日本郵便株式会社に対し、窓口でレターパックを販売する際に、「このレターパックには現金を入れることはできません」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うよう要請すること。
 - (3) 日本郵便株式会社に対し、郵便局の窓口にてレターパックを引き受ける際、現金が入っていることが疑われるレターパックについて、「中身は現金ではないですか」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うよう要請すること。
- 4 当連合会は、国土交通大臣に対して、以下のとおり要請する。
- (1) 宅配便事業者に対して、宅配便における送り状等に「宅配便を利用した詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の効果的な警告表示をするよう要請すること。
 - (2) 宅配便事業者に対して、荷物を引き受ける際、現金が入っていることが疑われる荷物について、「中身は現金ではないですか」、「宅配便を利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うよう要請すること。

第2 要請の理由

1 背景

消費者が詐欺的投資被害に遭遇した場合、その被害回復を図ることは極めて困難であるのが実情であり、被害の未然防止の観点からの取組が重要である。そして、こうした被害の未然防止の観点からの取組はいくつか考えられるところで、当連合会としては、商業・法人登記の効果として得られる信用力を悪用する業者に対する対策として2012年4月13日付け「商業・法人登記制度に関する意見書」を取りまとめ、関係機関に対し提出するなどして取り組んできた。

ところで、詐欺的投資被害に対して、金融機関の預金口座等の口座凍結、あるいは金融機関の窓口における注意喚起等の取組が進められている一方、近時、口座振込ではなく、現金を書籍等と詐称して郵便あるいは宅配便を利用して送付させるケースが数多く見られ、結果として、郵便あるいは宅配便が詐欺行為のツールとして利用され、詐欺行為に加担することとなっている。

実際に、社債や未公開株の購入などを持ちかけて現金をだまし取る特殊詐欺事件で、宅配便や郵送で現金を送らせる手口が、2012年は前年の18件から50倍近い1815件に激増しているとのことであり、2013年に入っても4月末現在、505件（暫定値）と増加傾向が続いているとのことであり（2013年6月6日付け毎日新聞），こうしたケースに対応した消費者への注意喚起が必要である。

2 日本郵便株式会社のレターパックについて

(1) 警告表示について（要請の趣旨1(1)について）

現在、日本郵便株式会社のレターパックの封筒については、封筒の封をする箇所に「レターパックで現金を送ることはできません」との記載がある。

しかし、その文字は小さく、特に高齢の被害者がそれを見て容易に気づき、現金を送付することを躊躇うという効果が期待できない。

また、現状では封をしてしまうと、その警告表示が見えなくなり、封をした後に警告表示を見て発送を中止するという抑止効果が期待できない。

そこで、現状の「レターパックで現金を送ることはできません」との記載を封筒の中央に、より大きく目立つ形で表示するよう要請する。

また、「レターパックで現金を送ることはできません」との表示だけでなく、さらに被害を未然に防止することの実効性を直接的に図る観点から、レターパックの封筒に「レターパックを悪用した詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の文言を同様に目立つ形で表示するよう要請する。

(2) レターパック販売の際の声かけについて（要請の趣旨1(2)について）

レターパックについては、送り主が直接ポストに投函してしまえば日本郵便株式会社の職員が被害者に声かけをすることはできない。

しかしながら、レターパックを販売する際には、販売員が直接消費者に接することができるため、その際に、販売員の方から、積極的に「このレターパックには現金を入れることはできません」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うことで、被害を未然に防止できるケースが増えると思われる。

なお、現状、日本郵便株式会社において、レターパック販売の際、「『このレターパックには現金を入れることはできません』という声かけをしている」とのことであるが、それだけでは不十分であり、「レターパックを利用

した詐欺被害が多発しています」等の詐欺被害防止に向けた直接的な注意喚起の声かけを行うよう要請する。

(3) レターパック引受けの際の声かけについて（要請の趣旨1(3)について）

販売の際の声かけと同様であるが、引受けの際には職員が直接消費者に接することができるのであるから、消費者が窓口にレターパックを持参してきた際には、販売員の方から、積極的に「このレターパックには現金を入れることはできません」、「レターパックを利用した詐欺被害が多発しています」等の声かけを積極的に行うことで、被害を未然に防止できるケースが増えると思われる。

なお、通信の秘密に抵触する懸念があることから、販売員から消費者に対し「送付の目的を尋ねる」ことまでは求めないが、「宅配便を利用した詐欺被害が多発しています」との声かけであれば通信の秘密に抵触することなく、かつ「送付の目的を尋ねる」ことと同様の被害防止効果を期待できるものと考えられる。

3 宅配便について

(1) 警告表示について（要請の趣旨2(1)について）

レターパック同様、メール便などの宅配便において現金を送付する被害が多発しており、宅配便においても事前の消費者への注意喚起が重要であると考えられるところ、現状、宅配便事業者が、自社のホームページに「当社の

商品の利用を指定した振り込め詐欺の被害が発生しています」という文言を掲載していたり、自社ホームページ及び宅配便の送り状に、例えば「パックで現金を振り込むことはできません」といった表記をしたりしていることであるが、それだけでは十分に被害を防止できているとはいえない。

そこで、宅配便事業者においても、その送り状等に、「宅配便で現金を送ることはできません」という表示をすることはもちろん、「宅配便を利用して現金を送る詐欺被害が多発しています。ご注意ください」等の効果的な警告表示を用いるよう要請する。

その場合の表示方法についても、レターパック同様、可能な限り大きく目立つ形で記載すべきである。

(2) 荷物引受けの際の声かけについて（要請の趣旨2(2)について）

この点、確かに、宅配便における、現場で集荷を行う担当者らが相当多忙であることは理解できるが、宅配便が詐欺の道具と化しつつある現状におい

ては、実際に宅配便を取り扱う担当者においても、消費者保護の観点から、積極的に詐欺を水際で阻止する一役を担うべきである。

そこで、中身が現金であることが疑われる荷物について依頼を受けた場合は、「中身は現金ではないですか」、「宅配便を利用して現金を送る詐欺被害が多発しています」等の積極的な声かけを行うよう要請する。

以 上